

# 宮津市公報

平成29年10月2日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務部総務課発行

## 目次

### 条 例

- 25 宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 ..... 1

### 告 示

- 119 宮津市移住促進事業補助金交付要綱 ..... 2  
120 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定 ..... 6  
121 宮津市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部を改正する要綱 ..... 6  
122 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定辞退届 ..... 7  
123 特定空家等及び特定空地の認定に係る基準 ..... 7  
124 宮津市と与謝野町との間の電子情報処理組織による戸籍事務の委託 ..... 9  
125 宮津市子ども・子育て利用者支援事業実施要綱 ..... 10

### 公 告

- 42 公示送達 ..... 11  
43 公共下水道の供用及び下水の処理の開始 ..... 11  
44 公示送達 ..... 11  
45 平成30年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験【前期試験】の合格者 ..... 12  
46 宮津市営住宅の入居者の公募 ..... 12

### 水 道 企 業

#### 《告 示》

- 6 宮津市指定給水装置工事事業者の事業廃止届 ..... 12  
7 宮津市指定給水装置工事事業者の指定 ..... 13  
8 宮津市指定給水装置工事事業者の事業休止届 ..... 13

### 教 育 委 員 会

#### 《告 示》

- 12 宮津市教育委員会定例会の招集 ..... 13  
13 宮津市教育委員会臨時会の招集 ..... 13

### 農 業 委 員 会

#### 《告 示》

- 13 宮津市農業委員会総会の招集 ..... 14

条 例

宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 9 月20日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第25号

宮津市一般職職員の給与に関する条例及び宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 宮津市一般職職員の給与に関する条例(昭和30年条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表第 5 中

「

一般事務補助員	日額	6,600 円
火葬場作業員	時間額	1,249 円
保育士	日額	6,800 円
保育士(早朝保育等)	時間額	1,096 円
放課後児童クラブ指導員	日額	6,600 円
介護福祉士	同	7,000 円
看護師	同	7,000 円

を

」

「

一般事務補助員	日額	6,800 円
火葬場作業員	時間額	1,258 円
保育士	日額	7,000 円
保育士(早朝保育等)	時間額	1,129 円
放課後児童クラブ指導員	日額	6,800 円
介護福祉士	同	7,200 円
看護師	同	7,200 円

に、

」

「

栄養士	日額	7,000 円
保健師	同	7,300 円

を

」

「

栄養士	日額	7,200 円
保健師	同	7,500 円

に改め、同表公園プール監視補助員の

」

項中「850円」を「870円」に改め、同表中

「

養護師	日額	6,800 円
用務員	同	6,700 円
給食調理員	同	6,700 円
幼稚園教諭	同	6,800 円
埋蔵文化財調査員	同	8,500 円
埋蔵文化財調査補助員	同	8,100 円
埋蔵文化財作業員	同	7,300 円

を

」

埋蔵文化財整理員	同	6,900 円
埋蔵文化財整理作業員	同	6,600 円

養護師	日額	7,000 円
用務員	同	6,900 円
給食調理員	同	6,900 円
幼稚園教諭	同	7,000 円
埋蔵文化財調査員	同	8,700 円
埋蔵文化財調査補助員	同	8,300 円
埋蔵文化財作業員	同	7,500 円
埋蔵文化財整理員	同	7,100 円
埋蔵文化財整理作業員	同	6,800 円

に改め、同表その他の項中「7,300円」

を「7,500円」に、「942円」を「968円」に改める。

(宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和60年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第109号中「65,100円」を「67,800円」に改める。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

## 告 示

宮津市告示第119号

宮津市移住促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成29年9月7日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市移住促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、人口の増加と地域の活性化を図るため、市内への移住を促進するための事業に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和39年規則第18号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住促進特別区域 京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例(平成28年京都府条例第26号。以下「府条例」という。)第5条第1項に規定する移住促進特別区域をいう。
- (2) 登録空家 府条例第2条第5号に規定する登録空家をいう。
- (3) 地域団体 地域に根ざして活動を行う複数の自治会等により構成された団体であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)を行う地域の事情に詳しく、移住者の受入れだけでなく移住後の支援まで丁寧に行う体制を整備していること。

イ 事業の事務手続を適切かつ効率的に行うため、団体の構成員、事務局、代表者並びに意思決定、事務処理及び会計処理の方法等を規約等で定めていること。

ウ 団体の運営に当たって、一つの事務手続につき複数の者が関与する等当該事務手続に係る不

正を未然に防止する体制が整備されていること。

- (4) お試し住宅 移住希望者が、地域での暮らしの体験、地域住民との交流等を目的として、短期間居住又は滞在する施設をいう。
- (5) 空家等 現に利用されていない又は利用されなくなることが見込まれる住宅(共同住宅、長屋その他の集合住宅を除く。)又は店舗で、市内に所在するものをいう。
- (6) 宮津市空き家等情報バンクシステム 空家等の売買又は賃貸を希望する物件の情報を登録し、当該情報を市内への定住を目的に公開する仕組みをいう。
- (7) 移住者 市内への定住を目的に空家等を購入又は賃借(以下「購入等」という。)した者で、次のいずれにも該当するものをいう。
- ア 市外に引き続き2年以上住所を有している者又は市内に住所を有して1年(市長が認める就農・就業等支援制度を利用する場合は、当該制度の利用期間のうち市内に住所を有している期間は算入しない。)を経過しない者(市内に住所を有する前に市外に引き続き2年以上住所を有していた者に限る。)
- イ この補助金の交付を受けて改修する空家等に、当該補助金の交付の日から10年以上住所を有する見込みのある者
- ウ 宮津市空き家等情報バンクシステムの利用希望者登録台帳に登録されている者
- エ この補助金の交付を受けて改修する空家等の所有者等(空家等の所有権又は売買若しくは賃貸の権利を有する者をいう。)の親族でない者
- オ 市町村税(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条に規定する税をいう。)を滞納していない者

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業、補助金の交付の対象となるもの(以下「補助対象者」という。)及び補助金の額は、別表第1のとおりとし、補助対象事業にあつては市長が承認したものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第2のとおりとする。ただし、耐震改修、浄化槽の設置、バリアフリー等この要綱以外の市の補助制度による補助金の交付を受けるものについては、補助対象としない。

(事業計画の承認申請等)

第5条 第3条に規定する補助対象事業の承認を受けようとするものは、宮津市移住促進事業計画承認申請書に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、当該事業計画の承認の可否を決定するとともに申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による承認の決定を受けたものが、事業計画の内容を変更しようとするときは、宮津市移住促進事業計画変更承認申請書に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業費の総額及び事業の期間に変更を生じないもので、かつ、軽微な変更である場合については、この限りでない。

4 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、当該事業計画変更の承認の可否を決定するとともに申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、規則第4条の規定により宮津市移住促進事業補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付申請の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けたものが、事業内容を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により速やかに宮津市移住促進事業変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市移住促進事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第9条 市長は、規則第13条及び第14条の規定によるほか、補助金の交付を受けたものが次の各号のいずれかに該当したときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 移住促進住宅整備事業の完了した日から起算して10年以内に、当該住宅を移住者用の住宅として活用しなくなったとき。
- (2) その他市長が特に補助金を交付するものとして適当でない判断したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、宮津市移住促進事業計画承認申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの要綱による補助金の交付を受けたものに係る第9条の規定については、同日後もなおその効力を有する。

(宮津市定住支援空き家等改修事業補助金交付要綱の一部改正)

- 3 宮津市定住支援空き家等改修事業補助金交付要綱（平成24年告示第50号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (8) 宮津市移住促進事業補助金交付要綱（平成29年告示第119号）による補助金の交付を受けていない者

別表第1（第3条関係）

補助対象事業	内容	補助対象者	補助金の額
地域受入体制整備促進事業	<p>移住促進特別区域又は本事業を行うことにより移住促進特別区域の指定を受けようとする地域において、移住者の受入を促進するために行う次に掲げる事業。ただし、当該事業の実施期間が、事業計画の承認を受けた年度からその翌年度までであるものに限る。</p> <p>(1) 移住促進ビジョン（地域の将来人口の予測、望ましい人口構成及び移住者数、求める移住者像並びに空家及び農地の活用による移住の促進及び地域の活性化に関する取組等をまとめたものをいう。）の作成。ただし、地域内の話合い等によるものに限る。</p> <p>(2) 地域内の空家及び農地の数、面積、位置、必要となる修繕の程度並びに所有者の譲渡、賃貸等の意向及び条件等の調査並びにその結果のデータベース化</p>	地域団体	補助対象事業に要する経費の総額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、1地域当たり50万円を限度とする。

	(3) お試し住宅等の利用者の募集、移住を希望する者との面談、移住者の受入れ前の調整、移住者の移住後の支援、専門家招へい、先進地調査等移住者を受け入れるために行う活動。ただし、移住促進特別区域に係るものに限る。		
移住促進住宅整備事業（市内に本店を有する法人又は個人事業者により当該空家等の改修を行う場合に限る。）	登録空家で、宮津市空き家等情報バンクシステムに登録されている空家等を購入等し、自ら居住する目的で改修（居住の用に供する部分に限る。）を行う事業	移住者	補助対象事業に要する経費の総額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、180万円を限度とする。（補助金の交付は、一つの実施者（生計を一にしている者を含む。）につき1回とする。）
空家流動化促進事業	移住促進特別区域内において、登録空家で、宮津市空き家等情報バンクシステムに登録されている空家等を移住者に売却又は賃貸等する際に必要な当該空家等の所有者が行う家財の撤去等を行う事業	当該空家等の所有者	補助対象事業に要する経費の総額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、10万円を限度とする。

別表第 2（第 4 条関係）

補助対象事業	補助対象経費	内容
地域受入体制整備促進事業	報償費	専門家に対する謝金、地域団体の構成員が行う役務（通常無報酬で実施することが相当と認められるものを除く。）に対する代償
	旅費	交通及び宿泊に要する費用（グリーン料金等を除く。）
	消耗品費	用紙、封筒、文具、図書、作業用具類等の購入経費
	燃料費	自動車、暖房用具、草刈機等の燃料費
	食糧費	湯茶
	印刷製本費	マニュアル、募集資料等の作成経費

	通信運搬費	郵便料金
	手数料	振込手数料
	保険料	賠償責任保険等に係る保険料
	委託料	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託する費用
	使用料及び賃借料	レンタカー、機械借上料、会場使用料
	その他特に必要と認めるもの	
移住促進住宅整備事業(当該空家等を購入等した日から1年を経過する日又は市内に住所を有してから1年(市長が認める就農・就業等支援制度を利用する場合は、当該制度の利用期間のうち市内に住所を有している期間は算入しない。)を経過する日のいずれか早い日までに完了する改修に要する経費とする。)	工事費	家屋又は敷地に係る工事に要する費用(直接施工に要する経費を含む。)
	測量試験費	測量及び試験費
	賃金	事業の施行に必要な手当、賃金、共済費(賃金支弁による社会保険料)、旅費及び需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費及び用紙、封筒、文具、図書、作業用具類等の購入経費)(補助対象経費の総額の3%以内に限る。)
	旅費	
	需用費	
	役務費	
	委託料	
	使用料及び賃借料	
その他特に必要と認めるもの		
空家流動化促進事業	報償費	空家等の提供の協力に係る謝金等
	その他特に必要と認めるもの	

\* \* \*

宮津市告示第120号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則(平成9年規則第3号)第16条の規定により告示する。

平成29年9月15日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第134号

- (1) 名称 勝井設備
- (2) 所在地 福知山市大江町小原田1132番地
- (3) 代表者 勝井弘司
- (4) 指定期間 平成29年9月15日から平成33年12月31日まで

\* \* \*

宮津市告示第121号

宮津市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年9月22日

宮津市長 井上正嗣

宮津市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱(平成24年告示第144号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

- (4) 日交タクシー利用券(500円利用券20枚綴り×2組)

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第122号

宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定辞退の届出を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第11条第1項の規定により指定を取り消し、同規則第16条の規定により告示する。

平成29年9月29日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第76号

- (1) 名称 有限会社太田工務店
- (2) 所在地 宮津市字里波見35番地
- (3) 代表者 代表取締役 太田 弘 一

\* \* \*

宮津市告示第123号

宮津市空家空地対策の推進に関する条例（平成29年条例第15号）第13条に規定する特定空家等及び特定空地の認定に係る基準を次のとおり定め、平成29年10月1日から施行する。

平成29年10月1日

宮津市長 井上正嗣

1 基準の地域 宮津市全域

2 認定基準

空家等又は空地が次に掲げる状態にある場合、当該空家等又は空地を特定空家等又は特定空地として認定する。特定空家等又は特定空地の認定に当たっては、本認定基準を基に宮津市空家空地対策協議会の意見を聴いた上で行う。

この場合において、特定空家等又は特定空地の認定の判断に当たっては、措置の対象となる空家等又は空地の①物的状態の程度、②周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるか否か、③悪影響の程度と危険度の切迫性を勘案し、総合的に判断するものとする。

(1) 特定空家等の認定

空家等の状態	判断基準
1 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態	(1) 建築物の倒壊等 建築物が倒壊等により、自らの敷地内でおさまらず、隣接道路の通行者、自動車その他の財物又は近隣家屋やその居住者、財物等に危害が及ぶおそれがある状態と認められるもの
	(2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等 建築物又はこれに付着する工作物の部材等が脱落、飛散等により、自らの敷地内でおさまらず、隣接道路の通行者、自動車その他の財物又は近隣家屋やその居住者、財物等に危害が及ぶおそれがある状態と認められるもの
	(3) 擁壁が老朽化し危険 擁壁の倒壊等により、自らの敷地内でおさまらず、隣接道路の通行者、自動車その他の財物又は近隣家屋やその居住者、財物等に危害が及ぶおそれがある状態と認められるもの
2 そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態	(1) 建築物又は設備等の破損等 建築物又は設備等の破損等により、著しく衛生上有害な物質の飛散その他の近隣住民の日常生活に支障を及ぼすおそれがある状態と認められるもの
	(2) ごみ等の放置及び不法投棄等 ごみ等の放置及び不法投棄並びに雑草等の繁茂により、近隣住民の良好な生活環境を著しく阻害する状態と認められるもの



<p>3 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態</p>	<p>(1) 適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態                  既存の景観計画及び景観保全に係るルールに著しく適合しない状態と認められるもの</p> <p>(2) その他周囲の景観と著しく不調和な状態                  周辺の景観と著しく不調和な状態で、空家等が周囲に与えている影響の程度が、社会通念上許容される範囲を超えている状態と認められるもの</p>
<p>4 その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態</p>	<p>(1) 立木の腐朽、倒壊等                  立木の倒壊、枝折れによる落下等及び樹木の繁茂等により、隣接道路の通行者、自動車その他の財物又は近隣家屋やその居住者、財物等に危害が及ぶおそれがある状態と認められるもの</p> <p>(2) 空家等に住みついた動物等                  空家等に住みついた動物の鳴き声その他の音、動物のふん尿その他の汚物の放置等により、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている状態と認められるもの</p> <p>(3) 建築物等の不適切な管理等                  不適切な管理による落雪により隣接道路の通行を妨げる状態、又は、敷地からの大量の土砂等の流出により、隣接道路の機能不全若しくは通行の妨げ、若しくは近隣住民の日常生活に著しく支障を及ぼす状態と認められるもの</p>

(2) 特定空地の認定基準

空地の状態	判断基準
<p>1 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態</p>	<p>(1) 建築物に附属していた工作物の倒壊等                  建築物に附属していた工作物が脱落、飛散等した場合、自らの敷地内でおさまらず、隣接道路の通行者、自動車その他の財物又は近隣家屋やその居住者、財物等に危害が及ぶおそれがある状態と認められるもの</p> <p>(2) 擁壁が老朽化し危険                  擁壁の倒壊等により、自らの敷地内でおさまらず、隣接道路の通行者、自動車その他の財物又は近隣家屋やその居住者、財物等に危害が及ぶおそれがある状態と認められるもの</p>
<p>2 そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態</p>	<p>(1) ごみ等の放置及び不法投棄等                  ごみ等の放置及び不法投棄並びに雑草等の繁茂により、近隣住民の良好な生活環境を著しく阻害する状態と認められるもの</p>
<p>3 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態</p>	<p>(1) 適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態                  既存の景観計画及び景観保全に係るルールに著しく適合しない状態と認められるもの</p> <p>(2) その他周囲の景観と著しく不調和な状態                  周辺の景観と著しく不調和な状態で、空家等が周囲に与えている影響の程度が、社会通念上許容される範囲を超えている状態と認められるもの</p>
<p>4 その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不</p>	<p>(1) 立木の腐朽、倒壊等                  立木の倒壊、枝折れによる落下等及び樹木の繁茂等により、隣接道路の通行者、自動車その他の財物又は近隣家屋やその居住者、財物等に危害が及ぶおそれがある状態と認められるもの</p>

適切である状態	(2) 空地に住みついた動物等 空地に住みついた動物の鳴き声その他の音、動物のふん尿その他の汚物の放置等により、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている状態と認められるもの
	(3) 空地の不適切な管理等 敷地からの大量の土砂等の流出により、隣接道路の機能不全若しくは通行の妨げ、又は近隣住民の日常生活に著しく支障を及ぼす状態と認められるもの

\* \* \*

## 宮津市告示第124号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、次のとおり規約を定め、宮津市と与謝野町との間の電子情報処理組織による戸籍事務を与謝野町に委託したので、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

平成29年10月1日

宮津市長 井上正嗣

## 宮津市と与謝野町との間の電子情報処理組織による戸籍事務の委託に関する規約

## (委託事務の範囲)

第1条 宮津市、伊根町及び与謝野町(以下「関係市町」という。)における電子情報処理組織による戸籍事務を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、宮津市（以下「委託市」という。）は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を与謝野町（以下「受託町」という。）に委託する。

- (1) 戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第68条に規定する戸籍事務を処理し、戸籍データを格納する電子情報処理装置（以下「処理装置」という。）の保守及び運用に関する事務
- (2) 処理装置に係る周辺機器の保守及び運用に関する事務
- (3) 処理装置に係る電子情報処理組織の保守及び運用に関する事務

## (管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、受託町の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

## (経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、委託市の負担とし、受託町に支払うものとする。

- 2 前項の経費の額は、関係市町による均等割に基づき算定するものとする。この場合において、受託町の長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積りに関する書類を委託市の長に送付しなければならない。

- 3 第1項の経費の支払の時期は、受託町の長と委託市の長との協議により定めるものとする。

## (収入及び支出)

第4条 受託町の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、受託町の歳入歳出予算において計上するものとする。

## (連絡会議)

第5条 関係市町の長は、委託事務について、必要があると認める場合において、連絡会議を開くことができる。

## (条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第6条 受託町は、委託事務の管理及び執行について適用される受託町の条例等を新たに制定し、又は改廃しようとする場合は、前条に定める連絡会議に諮るものとする。

- 2 受託町は、委託事務の管理及び執行について適用される受託町の条例等を制定し、又は改廃した場合は、直ちに当該条例等を委託市に通知しなければならない。
- 3 委託市は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

## (委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、受託町の長と委託市の長が協議して定める。

## 附 則

- 1 この規約は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 受託町の長及び委託市の長は、この規約の施行の日前においても、この規約の実施のために必要な準備行為をすることができる。
- 3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、受託町の長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる過不足は、速やかに精算するものとする。

\* \* \*

宮津市告示第125号

宮津市子ども・子育て利用者支援事業実施要綱を次のように定める。

平成29年10月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市子ども・子育て利用者支援事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等がその選択に基づき多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう必要な支援を行う子ども・子育て利用者支援事業（以下「利用者支援事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

## (利用者支援事業の内容)

第2条 利用者支援事業の内容は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号の規定により、子ども又はその保護者等の身近な場所で、教育、保育、保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じた相談、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施するものとする。

## (利用者支援事業の実施場所)

第3条 利用者支援事業の実施場所は、宮津市子育て支援センターとする。

## (職員の配置)

- 第4条 利用者支援事業に従事する者は、利用者支援事業の専任職員及び子育て相談員とする。
- 2 前項の専任職員は、子ども及び子育て支援に関する相談業務等について相当の知識及び経験を有する者であって、各種福祉施策その他の関連施策等について知識を有する保育士等とする。
  - 3 子育て相談員は、専任職員の補助を行うものとする。

## (業務の内容)

第5条 前条の利用者支援事業に従事する者は、次の業務を実施するものとする。

- (1) 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいた情報の集約及び提供、相談、利用者支援等
- (2) 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡及び調整、連携並びに協働の体制づくり
- (3) 地域の子育て資源の育成、地域課題の発見及び共有、地域で必要な社会資源の開発等
- (4) 利用者支援事業の積極的な広報及び啓発活動
- (5) その他利用者支援事業を円滑にするための必要な諸業務

## (関係機関との連携)

第6条 利用者支援事業の実施に当たっては、教育、保育、保健その他の子育て支援を提供している機関のほか、児童相談所、保健所等の地域における保健、医療又は福祉の行政機関、民生児童委員、教育委員会、医療機関、学校、警察、特定非営利活動法人等の関係機関及び団体等に対し利用者支

援事業の周知等を積極的に図るとともに、連携を密にし、利用者支援事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

(研修の受講)

第7条 利用者支援事業の専任職員は、利用者支援事業の実施に必要な知識や技能等を修得するための研修を受講し、その資質の確保を図るものとする。

(事業の委託)

第8条 市長は、利用者支援事業を社会福祉法人城東福祉会に委託するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

## 公 告

宮津市公告第42号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成29年9月5日

宮津市長 井上正嗣

(以下揭示済)

————— \* \* \* —————

宮津市公告第43号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり公告します。

その関係図面は、平成29年9月15日から2週間、宮津市建設部上下水道課（本館南棟2階）において縦覧に供します。

平成29年9月15日

宮津市長 井上正嗣

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日  
平成29年9月30日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域  
宮津市字江尻及び惣の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
宮津市字江尻及び惣の各一部
- 4 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別  
分流式
- 5 略図  
別紙のとおり

————— \* \* \* —————

宮津市公告第44号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部市民課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成29年9月15日

宮津市長 井上正嗣

(以下揭示済)

————— \* \* \* —————

## 宮津市公告第45号

平成30年度宮津市職員採用候補者名簿登載試験【前期試験】に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成29年9月29日

宮津市長 井上正嗣

## 受験番号

A1005      A1017      A1037  
 B2007      B2033      C3025  
 G7003      G7004      H8007

————— \* \* \* —————

## 宮津市公告第46号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

平成29年10月2日

宮津市長 井上正嗣

## 1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃(円)	戸数	規格
鳥が尾	宮津市字喜多	9,500~20,300	2	2DK
鳥が尾	宮津市字喜多	16,600~32,600	1	3DK

## 2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

## 3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民部市民課市民窓口係受付（本館1階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

## 4 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成29年10月10日（火）から平成29年10月24日（火）まで
- (2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

## 5 選考方法の概略

入居の申込みをした方の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、宮津市営住宅等設置及び管理条例第8条第1項各号のいずれかに該当する方のうちから行き、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い方から入居者を決定します。ただし、住宅困窮順位の定め難い方については、公開抽せんにより決定します。

## 6 入居時期 平成29年12月下旬（予定）

## 水道企業

## 《告示》

## 宮津市水道告示第6号

次の者について、宮津市指定給水装置工事事業者の事業廃止の届出を受理したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成29年9月5日

宮津市水道事業

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮水道指定第K98021号

- (1) 名 称 松田板金工業所
- (2) 所在地 宮津市字宮村1579番地の2
- (3) 代表者 松 田 恭二郎

————— \* \* \* —————

宮津市水道告示第7号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成29年9月15日

宮津市水道事業  
宮津市長 井 上 正 嗣

指定番号 宮水道指定第S17134号

- (1) 名 称 勝井設備
- (2) 所在地 福知山市大江町小原田1132番地
- (3) 代表者 勝 井 弘 司

————— \* \* \* —————

宮津市水道告示第8号

宮津市指定給水装置工事事業者の事業休止の届出を受理したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成29年9月28日

宮津市水道事業  
宮津市長 井 上 正 嗣

指定番号 宮水道指定第S03067号

- (1) 名 称 有限会社 太田工務店
- (2) 所在地 宮津市字里波見35番地
- (3) 代表者 代表取締役 太 田 弘 一

## 教 育 委 員 会

### 《 告 示 》

宮津市教育委員会告示第12号

平成29年第12回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成29年9月14日

宮津市教育委員会  
教育長 山 本 雅 弘

1 日 時 平成29年9月25日（月）午後1時30分

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

————— \* \* \* —————

宮津市教育委員会告示第13号

平成29年第13回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

平成29年9月29日

宮津市教育委員会  
教育長 山 本 雅 弘

1 日 時 平成29年10月2日（月）午前10時

2 場 所 宮津市役所 第5会議室

## 農業委員会

### 《告 示》

宮津市農業委員会告示第13号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成29年10月2日

宮津市農業委員会  
会長 藤 井 忠

- 1 日 時 平成29年10月10日（火） 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題
  - 議第24号 非農地証明について
  - 議第25号 農用地利用集積計画について
  - 議第26号 農用地利用配分計画について
  - 議第27号 下限面積（別段の面積）の設定について